

事務連絡

令和2年12月7日

とくとく埼玉！観光応援キャンペーン

クーポン配布に関するお願い

平素より大変お世話になっております。

この度は本事業におけるクーポン配布施設にご登録いただきましてありがとうございます。

ご宿泊されたお客様へのクーポン配布に関して下記3点についてご連絡いたします。

つきましては、今一度施設内スタッフの皆様へ徹底をお願いするとともに、重ねまして本事業へのご理解ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

① クーポンを配布する年齢制限（再徹底）

本事業においては年齢制限をしておりません。そのため、宿泊代金のかからない乳幼児分につきましてもクーポンをお渡しください。ご宿泊されるすべてのお客様がクーポン配布対象となります。

② 同じ施設を2回以上利用されるお客様への対応

これまで、連泊されるお客様へのクーポン配布方法について明確な指針を示していなかったため、宿泊施設や宿泊客の皆様にご迷惑を招いておりましたこととお詫び申し上げます。以下の通り統一をさせていただきたいと思ひます。

連泊の場合：クーポンをお渡しする回数は 1回 です。（お一人様の場合は3000円分となります。）

同じ施設を2回以上の利用の場合：1泊分が空いていれば新規のお泊まりとみなし、クーポンを渡し下さい。

例) 以下のお客様へは3回（9000円分）のお渡し

2021年1月：同一人物、おひとり様利用

1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日

宿泊	宿泊		宿泊			宿泊	宿泊
----	----	--	----	--	--	----	----

①

②

③

③ クーポンをお渡しする対象（再徹底）

GOTO トラベル利用で埼玉県民であることが確認できれば無条件にクーポンをお渡しください。

※ビジネス目的での宿泊と判断されるもの（法人カードにより決裁されたもの等）は対象外

例) 申告者のみへのお渡し、専用プラン利用者のみへのお渡し、などはご遠慮ください。

以上となります。事業終了まで、引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

とくとく埼玉！観光クーポン事務局